一般社団法人茨城県子ども会育成連合会定款

第１章　総　　則

（名　　称）
第１条　この法人は、一般社団法人茨城県子ども会育成連合会と称する。
（主たる事務所の所在地）
第２条　この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。
（目　　的）
第３条　この法人は、県内の各種機関および団体との連携協力のもと、市町村子ども会育成連合会（以下、市町村子連という。）相互の連絡推進を図り、子ども会および子ども会育成会の活動を助長し、次代を担う子どもの健全育成を図ることを目的とする。
（事　　業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。
（１）市町村子連相互の連絡協調を推進するための情報交換
（２）子ども会および育成会の充実発展のための研修会および協議会等の開催
（３）子ども会および育成会の指導者およびリーダーの養成
（４）子ども会活動充実振興のための調査研究
（５）関係行政機関、学校及び関係団体との連携
（６）安全共済会に関する業務
（７）子ども会活動の安全対策の確立
（８）その他目的達成に必要な事業

第２章　社　　員

（社　　員）
第５条　この法人の社員は、次の２種とする。
（１）正社員　この法人の目的に賛同して法人の社員となった県内の市町村子連（または市町村子連に代わる団体）
（２）賛助社員　この法人の目的に賛同しこの法人に特別な援助をする個人またはその他の団体
（入　　社）
第６条　この法人の社員になろうとするものは、理事会の承認を受けなければならない。
（資格喪失）
第７条　社員は、次の事由によってその資格を喪失する。
一　退　社
二　後見開始の審判
三　死亡、失踪宣告または解散
四　除名

（退　　社）
第８条　この法人の社員で退社しようとするものは、理由を付して退社届を提出しなければならない。
（除　　名）
第９条　社員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。
一　会費の滞納その他この法人の社員としての義務違反があったとき
二　この法人の社員としてふさわしくない行為があったとき
（会　　費）
第１０条　この法人の社員は、会費を納めなくてはならない。
２　正社員および賛助社員の会費は、理事会の決議により別に定める。
（会費の不返納）
第１１条　納入された会費は、どのような事情があっても返納しない。

第３章　社員総会

（構　　成）
第１２条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。
（権　　限）
第１３条　社員総会は、次の事項について決議する。
（１）社員の除名
（２）理事及び監事の選任又は解任
（３）理事及び監事の報酬等の額
（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
（５）定款の変更
（６）解散及び残余財産の処分
（７）不可欠特定財産の処分の承認
（８）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開　　催）
第１４条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
（招　　集）
第１５条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　総正社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
（議　　長）
第１６条　社員総会の議長は、当該総会において出席した正社員の中から選出する。

（議　決　権）
第１７条　社員総会における議決権は、正社員１名につき１個とする。
（決　　議）
第１８条　社員総会の決議は、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席した当該正社員の議決権の過半数をもって行う。
２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法という）第４９条第２項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（議　事　録）
第１９条　社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び総会において正社員の中から選任された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役　　員

（役員の設置）
第２０条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　３人以上２５人以内
（２）監事　２人
２　理事のうち１人を理事長、５人以内を副理事長、１人を常任理事とする。
３　前項の理事長をもって代表理事とする。
（役員の選任）
第２１条　理事及び監事は、社員総会において選任する。この場合において、理事候補者の推薦には、別に定める各地区組織から推薦された者及び企画委員会の意見を参考にすることができる。
２　理事長、副理事長および常任理事は、理事会の決議によって選出する。
３　監事候補者の推薦には企画委員会の意見を参考にすることができる。
（理事長等の職務）
第２２条　理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　常任理事は、理事長および副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、社員総会の議決した事項を処理する。
（理事の職務）
第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
（監事の職務）
第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
３　補欠又は増員として選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第２６条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（報　酬　等）
第２７条　社員総会の決議により、理事及び監事に対して、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
２　前項の報酬等の額は、社員総会の決議により別に定める。
（顧問及び参与）
第２８条　この法人に、顧問及び参与をおくことができる。
２　顧問及び参与は、理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
３　顧問及び参与は、この法人の重要な事項について、理事長の諮問に答える。
４　顧問及び参与の任期は、それぞれ２年とし再任を妨げない。
（事　務　局）
第２９条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局に関する規程は、別に定める。

第５章　理事会

（理事会の設置及び構成）
第３０条　この法人に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権　　限）
第３１条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集及び議長）
第３２条　理事会は、理事長が招集し議長となる。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
（企画委員会）
第３３条　企画委員会は、理事長が必要と認めたとき開催する。
２　企画委員会は必要に応じて、理事会に諮るべき原案を立案する。
３　企画委員は理事長、副理事長、常任理事を充てる。
（決　　議）
第３４条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
（議　事　録）
第３５条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　理事長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。
（専門員及び地区組織）
第３６条　理事長は第３条の目的を達成するために必要があると認めた場合は、理事会の議決を経て専門員及び地区組織をおくことができる。

第６章　資産及び会計

（事業年度）
第３７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日までの年１期とする。
（事業計画書及び収支予算書の作成）
第３８条　この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とし、その結果は定時社員総会に報告しなければならない。
（事業報告及び決算）
第３９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の調査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出しなければならない。なお、（３）から（５）までの書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の付属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
（６）財産目録

第７章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第４０条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。
（解　　散）
第４１条　この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。
（剰余金分配の禁止）
第４２条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。
（残余財産の帰属）
第４３条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第８章　公告の方法

第４４条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第９章　附　　則

（設立時の役員）
第４５条　この法人の設立時の理事及び監事は次のとおりとする。

設立時理事	中川　輝夫
	髙丸　千枝
	髙橋　幸子
	塚田　薫
	大内　一幸
	太田　耕一
設立時監事	三嶋　一幸
	鴨志田　治

（設立時社員の氏名、住所）
第４６条　設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

[redacted]
中川　輝夫

[redacted]
髙丸　千枝

[redacted]
髙橋　幸子

[redacted]
塚田　薫

[redacted]
大内　一幸

[redacted]
太田　耕一

（最初の事業年度）

第４７条　この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成２８年３月３１日までとする。

（法令の準拠）

第４８条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法に関する法律その他の法令に従う。